

平成24年（ワ）第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

原告第108準備書面

－2024年能登半島地震が原告の主張を裏付けたことの補充－

2024年（令和6年）5月29日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

原告第106準備書面で2024年能登半島地震が原告の主張を裏付けたことを基礎づける事情を述べたが、その後の報道に基づき、第1、第2で二点補充する。また、第3で、広域の原告の原告適格について主張するものである。

第1 高齢者や障害者向けの放射線防護施設が損傷したこと

放射線防護施設とは、UPZ圏内（原発の概ね30km圏内）において、高齢者や障害者などの要配慮者が被爆を避けながら屋内退避をする施設である。具体的には学校や病院が指定され、機密性を高めたり、フィルター付きの陽圧化の設備を付するなどする。

しかし、能登半島地震によって、志賀町の12施設を含む7市町の放射線防護施設20施設（2466人分）のうち、14施設（1632人分）で建物がひび割れるなどし、うち

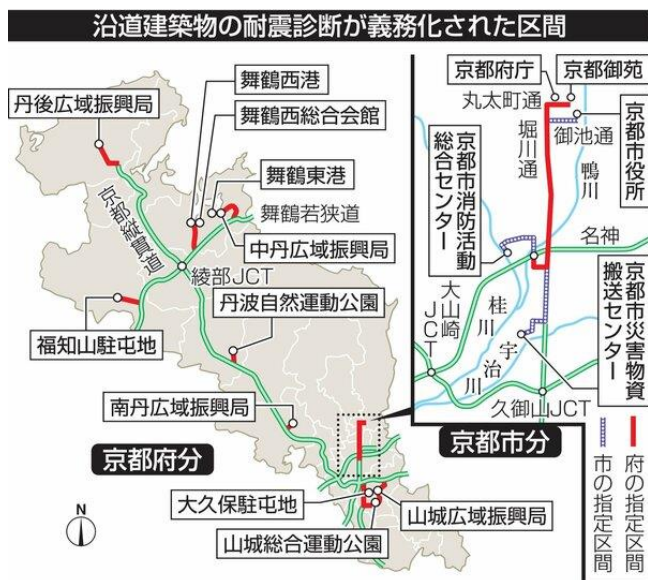
6 施設（693 人分）では防護機能に支障を来す状態となった。なかでも、志賀町の町総合武道館と富来小学校では避難者を受け入れることすらできない状態になった（甲 6 5 0 朝日新聞 2024. 3. 8 「原発事故時の防護施設、能登半島地震で損傷 14 施設でひび割れなど」）。

原発が過酷事故に至るような大地震が発生した際には、要配慮者以外の住民の屋内退避が実行不可能である点は既に述べたが、要配慮者についても施設が地震に耐えられず屋内退避は不可能であることが裏付けられた。

第 2 建物の倒壊によって道路を使用できなくなること

原告第 1 0 3 準備書面で、台風、大雨、強風、大雪、地震、自然発生などの原因で、倒木、土砂崩れ、冠水などが発生し、道路が度々通行止めになっていること、それによって原発の過酷事故発生時に避難ができなくなることを述べた。その直後に起きた能登半島地震で、原告の主張が正しかったことが裏付けられた。

そして、能登半島地震を機に、京都府、京都市が、京都府下の幹線道路沿いの建物を耐震診断の結果を公表したところ、耐震診断の対象となった 4 6 施設のうち 8 割以上の 3 7 施設で大地震発生時に道路をふさぐ恐れがあることが分かった（甲 6 5 1 京都新聞 2024. 5. 11 「京都府内の幹線道路沿い、耐震診断対象の建物 8 割で倒壊恐れ 大半で建て替えや改修予定なし」）。これらの施設の大半で建替の予定はない。



<甲 6 5 1 京都新聞 2024. 5. 11 「京都府内の幹線道路沿い、耐震診断対象の建物 8 割で倒壊恐れ 大半で建て替えや改修予定なし」 より>

また、引用したこの京都新聞の記事及び本書面に引用した上記の地図によると「幹線道路沿い」というのは、高速道路と、京都府市の拠点施設を結ぶ高速道路とごく一部の一般道に過ぎないことが分かる。

そうすると、実際には、過酷事故発生時には、京都府か各地域の住民は、京都府市が把握すらしていない建物の倒壊によって道をふさがれる恐れがあり、その場合、避難できなくなることが分かる。

このように、自然災害や自然現象によって道路が寸断される場合のみならず、地震によって建物が倒壊して道路をふさぐ側面からも、避難計画は実施不可能であることが、改めて分かったと言える。

第3 原告全体の原告適格について

まず、福島第一原発事故で、約50km圏内の飯舘村も避難の対象となっていることからしても、現状のUPZ（原発の概ね30km圏内を目安に設定する）の設定基準に何の合理性もない。被告らは、IAEAの国際基準が根拠だと主張すると思われるが、福島第一原発事故の実績に照らしても、また、国が原発立地の離隔要件を無視している一方、人口密集地が原発の30km圏内のすぐ外側にある地震大国日本の現実に照らしても、この基準を援用する根拠はない。

むしろ、30kmより広い地域（例えば福島第一原発事故の避難指示の実績並みに50km圏内）とすると、大飯原発と京都市との関係についてもいえるが、大都市の人口密集地が避難計画の対象となってしまう避難計画を立てようがない。現状の概ね30km圏内を目安とする基準は、このことから逆算して、大都市の人口密集地が概ね避難計画から除外されるように、原発からの距離が「概ね30km」という恣意的基準を設定したと考える方が妥当であろう。東海第二原発（30km圏内に100万人が居住）は、そのような恣意的な基準すら完全に破綻している例である。

また、原告が繰り返し主張しているように、福島第一原発事故による陸地への放射性物質の降下範囲や降下量は、我が国における同種事故の最大限を画するものではなく、放射性物質の6～7割は陸域よりもより遠方かつ広範囲の海に降下したと推測されるから、風向き次第でもっと広域の陸地でより深刻な放射性物質の降下が起きた可能性が十分にある。また、福島第一原発事故の爆発の規模も、同種事故の最大限を画するものではなく、より大規模の爆発、特に水素爆発ではなく水蒸気爆発が起き

た場合には、爆発の規模が比べものにならない（大規模な水蒸気爆発の例として日本国民の経験則に含まれるものは例えば1888年の磐梯山の爆発であり、山体が吹き飛び、また崩壊するほどのエネルギー放出があった）。福島第一原発の事故が現状の程度で収まったのは、想定される同種事故の中では、幸運が重なったからに過ぎない。この側面から見ても、上記の50km圏内という福島第一原発事故の避難指示の実績すら、避難計画を策定すべき範囲を画する根拠にはなり得ないことが分かる。

また、日本政府は、福島第一原発事故について、最悪の場合、半径250km圏内が避難の範囲になると想定していた。これとて、福島第一原発事故との関係での「最悪」に過ぎない。原発の立地の違い、原発の出力（事故を起こした福島第一原発1～4号機は46～78万キロワットの出力だが、大飯原発3、4号機はいずれも118万キロワットの出力である）、原発の型の違い（福島第一原発は沸騰水型であるが、大飯原発は加圧水型である）などを考慮すると、より大きな避難の範囲を想定せざるを得ない。

これらの事情を考慮すると、ひとたび大飯原発が過酷事故を起こせば、実際には1000km以上の範囲が避難すべき範囲となることも十分想定でき、日本国内全体（なお避難すべき範囲が国内に留まる保障すらない）が想定すべき避難の範囲に含まれる。

そうである以上、日本国内に在住する全ての市民について、本訴訟の原告適格があると言うほかない。

以上